

2018年1月19日

米国における訴訟リスクとその対応

弁護士 小原正敏

1. アクトス訴訟の衝撃

2014年4月米国ルイジアナ西部地区の連邦地裁において、糖尿病治療薬アクトスによる副作用について、陪審による審理の結果、武田薬品他6社に対し、懲罰的賠償として60億ドル(約7200億円)外の損害賠償を命ずる判決が出された。

(注) この判決に対しては、武田薬品が不服申立をし、2765万ドル(約33億円)に減額された。

2. アクトス訴訟に見る米国訴訟のリスク

- ① 陪審制(連邦憲法修正第7条)
事実認定と損害賠償の額を判定する。
- ② 懲罰的損害賠償制度
(故意: **willful**、重過失: **reckless and fraudulent conducts**)
- ③ 厳格かつ広範な証拠開示制度(ディスカバリー制度)
- ④ 集団訴訟制度(クラスアクション制度)
- ⑤ 裁判地・裁判官の多様性
* これらをあわせて「**YANKEE PACKAGE**」と呼ばれることがある

3. 米国の裁判・訴訟制度の概要

- (1) 州の裁判所と連邦の裁判所
- (2) 州法と連邦法
- (3) 訴訟の手續(別紙ご参照)

4. 裁判管轄と送達

- (1) 広大な裁判管轄権（ロングアーム法）
いわゆる「ミニマム・コンタクトの法理」
- (2) 当事者による訴訟の直接送達
- (3) 訴訟の記載事項
ーノーティス・プリーディング制度

5. 厳格かつ広範な証拠開示制度（ディスカバリー制度）

(1) ディスカバリーの種類

- ① 証言録取（デポジション）
- ② 質問書（インターロガトリー）
- ③ 文書（証拠物）の開示要求
- ④ 実況見分
- ⑤ 身体検査
- ⑥ 自白の要求

(2) ディスカバリーの範囲・要件

- ① 関連性のあること
- ② 秘匿特権（**privilege**）の対象となっていないこと

(3) 秘匿特権の内容

- ① 弁護士のやりとり
 - ・ 弁護士・依頼者関係の存在
 - ・ 秘密性
 - ・ 法的助言
- ② ワーク・プロダクト（**work product**）
訴訟準備過程で作成されたもの

* 秘密情報を保護するため保護命令
(Protective Order) 制度がある。

(4) ディスカバリーのリスク

- ① 多額の費用負担
- ② 企業秘密の流出
- ③ 厳格な制裁
 - (i) 事実認定上の不利益 (ディフォルト・ジャッジメント、事実推定命令)
 - (ii) 訴訟活動の制限 (主張・証拠の排除)
 - (iii) 当事者・弁護士に対する裁判所侮辱罪 (民事・刑事) の適用
 - (iv) 費用負担

(5) いわゆるEーディスカバリーについて

- ① 2006年12月1日 **FRCP** 改正で、電子保存情報もディスカバリーの対象となることが明文化された (**FRCP34 (a) (1) (A)**)
- ② Eーディスカバリーの対象
 - ・ ネイティブ・ファイル：ワードファイル、エクセルファイル等
 - ・ イメージ・ファイル：PDF等
 - ・ メタデータ：データに関する背景情報
- ③ Eーディスカバリーの例外
 - ・ 不当な費用負担により合理的にアクセスすることが困難なもの
 - ・ 当事者の日常かつ誠実な運用によって消失してしまった電子保存情報 (セーフ・ハーバ条項)

(6) 訴訟ホールド (証拠保全義務) 対応の重要性

- ・ 合理的に訴訟を予期できる時点から、訴訟の可能性が合理的に予期できなくなるまで情報 (文書、データの破棄・削除・変更禁止) の保存義務が生じる。

(7) ディスカバリーへの対策

- ・ 訴訟ホールドの対象範囲・場所の的確な絞り込みと関係者（カスタディアン）への文書による周知と適切な時期の解除
- ・ 秘匿特権等の活用
- ・ 書類、Eメールの管理規定の制定・見直し、保存期間や送付先の限定
- ・ **Routine、Good faith Operation** の確立

6. まとめ

以上

(別紙)

米国民事訴訟の第一審手続

